

R I 研究共同施設の使用上の注意

使用上の全体的注意

1. R I 棟は多額のランニングコストが必要なため、空調その他水道光熱費の節減に心がけること。
2. 放射性ヨードを使用できるのは1階のR I A免疫実験室と共通実験実習室のみである。
2, 3階の実験室は使用できない。
2, 3階の使用者で放射性ヨードを使用する場合は、共通実験実習室を利用する。
3. 施設に持込む物すべてに、研究室名、氏名、連絡先などを明記する。
記名のない物が放置されている場合は撤去廃棄する。
4. 施設に持込む機器（特に大型機器）は原則として共同利用とする。
大型機器持込み希望の場合は管理室に届け出ること。
割り当て実験室に設置希望の場合は、その実験室の世話人の了承を得ること。
5. 非R I 廃棄物（一般廃棄物）は、各個人で持ち帰る。
6. R I 廃棄物は廃棄年月日、核種、アイソトープ量、研究室名、氏名、を明記し、管理室に連絡して廃棄物保管庫に保管する。
7. 夜間に生じたR I 廃棄物は、夜間一時保管場所に翌日まで保管する。
夜間一時保管場所は、R I A免疫実験室、微生物実験室、神経薬理実験室、生体膜実験室、共通実験実習室に設ける。使用者は必ず翌日廃棄物保管庫に移動させる。
8. R I A免疫、微生物、神経薬理、生体膜、体細胞遺伝、ウイルス及び共通実験実習室の各実験室のドアの掲示板に、当日の使用者は使用核種、物質名、所属、氏名などを明記する。
9. 共同利用施設であるので、お互いに迷惑をかけないよう節度をもって実験室を利用する。
実験前後の汚染検査、実験後の後片付けを各実験者がきちっと行うことは当然である。
洗浄後の器具等を流しなどに放置しない。
10. 大量に流水を使用するピペット洗浄器や水流アスピレータなどは使用を禁止する。
11. 各実験室の使用者は、掃除当番表により月1回それぞれの実験室の清掃を行い、管理室へ報告する。年1回は各部屋の使用代表者が集まり大掃除を行う。
12. 共通実験室（共通実験実習室、体細胞遺伝実験室、ウイルス実験室、動物実験・飼育室、暗室、低温室の使用は登録制とする（測定室1, 2及び共通実験実習室のガンマーカウンタのみを使用する場合は除く）。使用希望者は所定の登録申し込み用紙に記入して管理室に提出する。（P.88 参照）
13. 各実験室の使用に際しては、それぞれの使用上の注意を守ること。

各実験室の使用上の注意

《 共通実験室 》

体細胞遺伝実験室（細胞培養実験室）

1. 本実験室は主に培養細胞を使用する実験のための共通実験室である。
2. 共同利用施設として管理運営を行ううえで、使用研究室の利用者は登録が必要。
3. 実験室の使用にあたっては、実験室外の白板に氏名、所属、核種、実験内容を記入する。
4. CO₂ インキュベータ（2台）では、原則としてコールドの細胞の培養は1日以内とする。CO₂ インキュベータは予約制とはせず、適宜利用する。この場合も共同施設であることをよく認識し常識的な範囲で使用する。ディッシュ、フラスコには名前、核種を必ず記入する。
5. 実験台は場所の指定をせず、適宜利用する。実験終了後、実験台には機器、試薬、その他を放置しない。
6. 持ち込み機器について
 - a. 小型機器：個人使用のものは実験台に放置しない。但し、共同利用できる小型機器は所有者と利用者の話合いで置くことができる。
 - b. 大型機器：R I 棟全体のルールに準ずる。
7. 全ての機器、試薬等には氏名、所属名を記入する。指定場所以外に放置してある無記名のものは廃棄することがある。
8. スチール戸棚（2台）：登録し、特に使用中の研究室には指定して割り当てる。
9. 冷凍冷蔵庫は、自由に使用することとするが、原則として長期保存は禁止する。氏名、所属、物質名、日付が明記していないものは廃棄することがある。
10. 掃除について
利用頻度によらず登録研究室で掃除当番表により月1回掃除する。
11. 廃棄物の処理等のR I 研究棟全体の注意事項に規定されていることに関しては、それに従う。
尚、問題が生じた場合には、世話人が使用者会議を召集し話合いをする。

共通実験実習室

1. 本実験室は主に次の目的に使用する共通実験室である。
 - a. ガンマーカウンタの使用
 - b. 実習
 - c. 2階実験室利用者が放射性ヨード使用実験を行う場合
 - d. 割り振られた実験室の利用者が多すぎて実験に困難を来した場合
2. 上記b～dの場合は、管理室に届け出て登録を行う。
3. 実験室の使用にあたっては、実験室外の白板に氏名、所属、核種等を記入する。
(ガンマーカウンタ使用のみの場合はこの必要はない)
4. 実験台は特に場所の指定をせず適宜使用する。共通実験室であることをわきまえて譲り合って使用すること。問題が生じた場合は、世話人を中心に登録者で話し合っ

解決する。

5. 実験台は終了後きれいに後かたづけをする。実験台には試薬，機器，その他を放置しない。
6. 持ち込み機器について
 - a. 小型機器：個人使用のものは実験台上に放置しない。但し，共同利用のものはこの限りでない。全ての機器等には所属，氏名を明記する。
 - b. 大型機器：R I 棟全体のルールに準ずる。
7. 掃 除
掃除当番表により月 1 回の掃除を行う。
8. R I 廃棄物：R I 棟全体の注意事項に従って廃棄する（2階には夜間であっても放射性ヨード廃棄物は置けない）
9. この部屋の使用の仕方については，全体の稼働状況を見ながら毎年度見直しをする。

ウイルス実験室（感染実験室）

1. 本実験室はウイルス学などの微生物感染を含むP 2実験が可能な共同実験室である。
バイオハザード防止の観点から感染実験には本実験室を使用することが望ましい。
2. 本実験室使用希望者は事前に登録を行う。
3. 使用微生物・使用核種・使用期間・氏名・所属を実験室外の白板に記入すること。
4. 実験室の使用は当面予約制はとらない。実験台は場所の指定をせず適宜利用する。
実験終了後，実験台には機器・試薬，その他を放置しない。
5. 持ち込み機器について
 - a. 小型機器：個人使用のものは実験台に放置しない。但し，共同利用できるものは所有者と利用者の話し合いで置くことができる。
 - b. 大型機器：R I 棟全体のルールに準ずる。
6. 戸棚・冷凍冷蔵庫は自由に使用することとするが，原則として長期保存は禁止する。
氏名・所属・物質名が明記していないものは廃棄することがある。
7. 掃除は適宜行う。
8. 問題が生じた場合には，世話人が使用者会議を召集し話し合いをする。

動物実験・飼育室

1. 使用時には実験計画書（P. 87 参照）および動物実験計画書（P. 89 参照）を管理室に提出する。
2. 使用動物に応じて飼育器は使い分ける（原則として，マウス，ラット，ハムスター等の小動物とする）。
3. 多数の使用希望時には調整を行う（予約制）。
実験予定者は備え付けカレンダーに使用者名，研究室，内線番号，使用時間を記入する。
実験中止の場合は，必ず記入の取り消しをする。
4. 実験目的・期間以外の動物の飼育は行わない。

5. 両室とも十分清潔には留意し、感染や昆虫等の発生を防ぐ。
実験後は、毛、血液、組織等の洗浄、除去、ゴミ処理、実験器具の整理を使用者が責任をもって行う。
6. 実験に伴う大型機器等の持込みは、R I 棟全体の規則に準ずる。

暗室

1. 使用希望研究室は事前に登録を行う。
2. 予約制とせず、原則として空いていれば使用できることとする。
3. 戸棚・引出しは一時保管のみに用い占有しない。
4. 一時保管の場合も持ち込む物品に、研究室、氏名、核種、連絡先（内線番号）などを明記する。
5. 自動現像装置が設置されているので以下に使用規則を示す。
 - a. 使用希望研究室は事前に暗室の使用登録をする。
 - b. 予約制とせず、空いていれば使用できることとする。
 - c. 装置の保守に努める。特に使用後は装置のプラグをコンセントから外し、ガス抜きのため装置上部の蓋を開ける。
 - d. ノートに必要事項を記載する。
 - e. 現像液、定着液の補充・交換、装置の洗浄は適宜行う。
6. 使用後は部屋のドアは開けておく。
7. 掃除について
 - 使用後は、流し、机上、床を雑巾などで水拭きし、塩の析出のないように使用者が責任を持って行う。
 - 部屋全体の掃除については、掃除当番表により月1回行う。各科の都合のよい日を選んで行う。

低温室

1. 使用希望講座は事前に登録を行う。
2. 共通実験室であるので、他に迷惑をかけないように節度をもって使用する。
3. 実験場所の指定はしない。
4. 戸棚・引出しは一時保管のみに用い占有しない。
5. 一時保管の場所も持ち込む物品に、講座、氏名、核種、連絡先（内線番号）、保管期間を明記する。無記名のものは廃棄することがある。
6. 実験装置（特にカラム）については実験期間も明記する。
7. 掃除について
 - 使用した実験台およびその周辺の整理、ゴミ処理は使用者が責任をもって行う。
 - 部屋全体の掃除は掃除当番表により適宜行う。

測定室 1 (放射線測定室)

1. 測定後のサンプルを放置しないこと。
2. サンプルの蓋をしっかりとしめ、測定すること。
3. 試料測定ラックは測定のみを使用すること。実験中のサンプル立て等に使用しないこと。また、ラック使用後は、必ずラック置き場に戻すこと。
4. 使用した作業台およびその周辺の整理、ゴミ処理は使用者が責任をもって行うこと。

測定室 2 (共通機器室)

1. 製氷機使用後は、必ずドアを閉めること。
2. 超純水製造装置使用後は、コックの閉め忘れのないように注意すること。
3. 部屋にサンプルを放置しないこと。
4. 使用した作業台およびその周辺の整理、ゴミ処理は使用者が責任をもって行うこと。

《 割 当 実 験 室 》

微生物実験室 (医学部基礎系実験室)

1. 世話人は年度毎に改選する。
2. 実験場所の指定について
 - a. 実験台 : 割り振られている場所を使用する。新規登録講座は世話人に申し出る。
 ^{32}P を用いた実験はサイドの実験台を使用する。
実験終了後、実験台には機器、試薬、その他を放置しない。
 - b. 冷凍冷蔵庫 : 特に指定はしないが、氏名、所属、物質名、日付が明記していないものは廃棄。
3. 持ち込む機器および試薬等について
 - a. 小型機器 : 実験台に置いてある機器は共同使用、他人に使用されたくなければ指定場所に整理する。
 - b. 大型機器 : R I 棟全体のルールに準ずる。
 - c. 表示 : 全ての機器、試薬等には氏名、所属を明記する。指定場所以外に放置してある無記名のものは廃棄。
4. 実験室使用および予約について
 - a. 使用 : 実験室外に白板を用意するので、氏名、核種、実験内容を記入する。
 - b. 予約(予定) : 実験前日に実験室外の白板に氏名、核種、時間を記入する。
5. 掃除について
 - a. 月1回の掃除当番 : 掃除当番表により行う。
 - b. 個々の掃除 : 各自使用した実験台の整理整頓、ゴミ処理は当然のこと。

生体膜実験室（薬学部実験室）

1. 実験台の割り振りについて
核種および登録人数を考慮し、実験スペースを各研究室に割り振る。
2. 持込み機器の使用ルールについて
原則としては共同利用とするが、持込み研究室以外が使用する場合は、持込み研究室（管理担当者）の了承を得た後使用できるものとする。
3. 上記に関しては年度毎に見直しを行う。
4. 所属・氏名の明記について
持込み機器および試薬等には所属・氏名・内線番号を明記する。放置してある所属の不明なものは廃棄する。
5. 掃除について
R I 研究室のルールに従い、掃除当番表により月に1回行う。
年度末には、研究室ごとに整理・整頓を行う。
6. 収納棚について
実験台の上に持ち込み機器や試薬などを放置せず、実験毎に各研究室に割り振られた収納棚（実験室壁面）にできるだけ収納する。
収納棚に関しては各研究室世話人に確認すること。

神経薬理実験室（歯学部実験室）

1. 本実験室は、原則として歯学部に所属するR I 登録者が使用する。
2. 実験に際しては実験室のドアの所定の白板に使用中の核種を明記すること。
3. 実験で生じたR I 廃棄物（固体）は使用核種と使用者名・所属を明記すること。また、午前9時から午後5時までに生じたR I 廃棄物は実験室内のドラム缶に廃棄せず、必ず管理室の担当者に連絡し、直接廃棄物保管庫に持って行き廃棄してしまうこと。
4. 本実験室の使用は当面の間は予約制などの特別の制限を設けないが、共同施設であることを十分にわきまえ譲り合って使用すること。
5. ³²Pを用いた実験はサイド実験台で行うこと。その他の核種（放射性ヨード¹²⁵I以外）を用いた実験に関しては実験台の制限は設けない。
6. 本実験室の実験台（中央、サイド）、ドラフトチャンバ、薬品棚、冷凍冷蔵庫、流し等は、共同利用機器である。また、クリーンベンチ、CO₂インキュベータならびに実験台の上の遠心機等の各研究室が持ち込んだ機器も共同利用機器とする。しかし、他研究室（歯学部以外の研究室も含む）がこれら機器を使用するときは使用前日までに使用機器の所属研究室の了承を得ること。同一機器を複数台置いておく（持ち込む）必要が生じた場合は、歯学部の管理担当者全員で話し合い、これを決定する。
7. 冷凍冷蔵庫の持込みは禁止する。
8. 流し内あるいは周囲にいかなるものも放置しない。
9. 本実験室の掃除は、各研究室当番制とする。当番研究室は同実験室の廃液処理も行うとともに、ドラム缶内にゴミがあった場合、自分の所属する研究室のゴミでなくても、3. に準じてそのゴミの処理を行う。

R I A免疫実験室（医学部臨床系実験室）

1. 実験室の使用に関しては、共同利用を原則とし独占を認めない。
2. 使用に関する問題が生じた時には、各科管理担当者の2/3以上の参加を得て、合議により、あるいは参加者の過半数の賛成によりその問題を解決する。
3. 保管保存の場所については、臨床系に均等に割り振る。
新たに、保管保存の場所が生じたときにも同様に割り振る。
4. 実験台の使用に関しては、各科に場所を指定しないので互譲の精神で、各自の実験が最も効果的に行えるようにする。
³²Pなどの実験をする際には壁際の実験台を使用する。
5. 保管保存のための共通冷蔵庫、冷凍庫等あるいは共通の実験機器の使用に関しては使用登録制とする。
6. 保管保存のための機器（冷蔵庫、冷凍庫など）の使用登録をしない科がある場合には、また、保管保存のための引き出し、棚などを使用しない科がある場合には、その保管保存場所の使用を希望する科が借用できる。借用の期間は、当該の科同士で決定する。
7. 各科に割り振った保管保存場所の使用は各科の自由で、この場所に収納できる機器の持ち込みは自由とする。
ただし、実験台など共同利用の場所に放置されていれば撤去する。
8. 共同利用の場所（実験台も含む）を占拠する機器を持ち込むに際しては、各科管理担当者の合議による承認を必要とする。承認された場合には、登録制による共同利用となる。ただし、注意深い使用が必要な機器に関しては承認を得て、持ち込んだ各科の自主管理とし、他科が使用する際には当該の科の責任者に承諾を得て使用する。
責任者は、連絡先をその機器に明記しておく。また、自主管理機器の使用は原則的には誰でも可能である。
9. 共同利用の場所を占拠する機器等を購入するに際しては、購入の諾否、購入方法、購入費用、設置場所などを各科管理担当者の合意により決定する。
10. 共同利用の機器の修理が必要な場合には、使用登録をした各科で費用を等分する。
11. 以上の規則で新たな問題が生じたときには、各科の管理担当者の合議、多数決でその問題を解決する。
12. 実験室の清掃は掃除当番表により月1回行う。各科の都合のよい日を選んで行う。